

加茂幹線4号線 道路改修工事【週休2日取得モデル工事】

総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札 個別公告

令和8年5月28日 発表

お問い合わせ先：財務部財政課契約検査室（0259-63-5137）

■1 入札に付する事項

工事番号： 佐建両第7-1-15号
工事名： 加茂幹線4号線 道路改修工事
工事場所： 佐渡市 梅津 地内

工事概要： 施工延長 L=21.0m
管更生工 21.0m

工事日数又は期間： 255日間

■2 入札書受付

令和8年6月11日（木） 午前9時から 令和8年6月15日（月） 午後4時まで

■3 開札日時

令和8年6月16日（火） 午前9時以降

■4 入札に参加する者に必要な資格要件

建設工事の種類： 土木一式工事

主たる営業所の場合

営業所の区域： 佐渡市内
等級： A・B・C

その他の営業所の場合

営業所の区域： 両津地区
等級： B

上記「等級」とは、「佐渡市建設工事入札参加資格者名簿に登録された等級」をいう。

配置技術者等： 本工事を施工しうる主任技術者の資格を有する者を配置できること。（入札参加資格確認申請書提出日以前に、所属事業者と3か月以上の雇用関係を有すること。）なお、主任技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。

本件の入札に参加する他の者との間において、次のいずれにも該当しない者

① 資本関係

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合（親会社等及び子会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び同条第4号の2の規定による。以下同じ。）

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア)取締役(監査役を除く) (イ)指名委員会等設置会社の執行役 (ウ)持分会社の社員 (エ)組合の理事
(オ)その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)に掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、会社更生又は民事再生手続中の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他

組合とその構成員の関係にある場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※ 上記①～③の關係に該当する者が行った入札は無効の扱いとする。

■5 入札参加資格確認申請書の提出日

令和8年5月28日(木) 午前8時30分から 令和8年6月3日(水) 午後4時まで
競争参加資格確認通知書の発行： 令和8年6月4日(木) 午前9時以降

◎資格申請時の添付書類

- (1) 競争参加資格申請添付書類等確認書(工事)
- (2) 総合評価落札方式の技術資料(様式第1号及び第2号)

■6 質疑応答

締切日時： 令和8年6月5日(金) 正午まで
指定の書式で契約検査室のメールアドレス(nyusatsu@city.sado.niigata.jp)に送信すること。
※送信後、契約検査室(0259-63-5137)に連絡すること。
回答日時： 令和8年6月9日(火) 午後1時以降(電子入札システムの入札情報の設計図書欄に掲載する。)

■7 技術資料の提出期間

令和8年5月28日(木) 午前8時30分から 令和8年6月3日(水) 午後4時まで

入札参加資格確認申請時に添付資料として提出すること。

入札への参加を希望される方は、「佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の運用基準」第4条第1項に定める、様式第1号及び第2号による技術資料を提出すること。

なお、技術資料の項目を証する書類については、落札候補者に対して下記8(3)により提出を求める。

■8 総合評価の評価項目・方法等

総合評価落札方式による競争入札では、佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領及び同運用基準により総合評価点を算定する。なお、技術資料が未提出の者、評価項目の加算点が零点に満たない者は、総合評価落札方式による入札に参加することができない。

(1) 評価項目

- ① 企業の技術力
ア 工事成績 イ 表彰 ウ 労働災害防止対策 エ 重機保有状況
- ② 配置予定技術者の能力
ア 資格・経験 イ 工事成績 ウ 表彰 エ 継続教育(CPD)の状況
- ③ 地域社会貢献等
ア 災害時における活動実績等 イ 道路除雪の実績 ウ 地域内拠点 エ 労働福祉
オ 若手技術者の育成
- ④ 企業倫理や信頼性等(減点項目)
ア 品質確保の確実性 イ 入札契約に関する不当な働きかけ ウ 総合評価の不履行
エ 指名停止措置等

(2) 総合評価の方法

- ① 評価点の算定方法
$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{予定価格}$$
$$= (\text{標準点}(100\text{点}) + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times \text{予定価格}$$
$$\text{総合評価点} \times 2 = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{予定価格}$$
$$= (\text{標準点}(100\text{点}) + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 2 \times \text{予定価格}$$

※1 入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合は、低入札調査基準価格で評価点を算出する。
入札価格 $\geq$ 低入札調査基準価格の場合、入札価格=入札価格
入札価格<低入札調査基準価格の場合、入札価格=低入札調査基準価格

※2 入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合は、入札価格に応じて次の式により評価点を減点する。
減点 = (調査基準価格 - 入札価格) $\times$ (30 / (調査基準価格 - 失格基準価格))
- ② 技術評価点の算定方法
技術評価点は、入札者が提出した様式第1号「企業の技術力・地域性確認資料」、様式第2号「配置予定技術者の能力確認資料」の評価に基づいて算出した加算点に、標準点(100点)を加えた値とする。
- ③ 評価基準と配点
別表4「評価基準等の詳細」による
- ④ 低入札価格調査の実施
調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上で入札した者(以下「調査対象者」という。)が、上記①の算定方法により評価点が最も高くなる場合は、低入札価格調査を実施する。
調査対象者は、事後の事情聴取及び調査に協力しなければならない。なお、手続の継続を希望しない者は落札者としなない。また、入札参加確認申請時にあらかじめ低入札価格調査を受けることを辞退することができる。
- ⑤ 低入札価格調査の資料提出
調査対象者は、通知日の翌日から起算して3日以内(佐渡市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)に求められた資料を提出しなければならない。期限までに調査資料を提出しないときは、当該調査対象者の入札を無効とする。

(3) 確認書類の提出

入札参加者のうち、入札金額が予定価格の制限範囲内で、上記(2)①により算定した評価点の最も高い者を落札候補者とし、確認書類の提出を求める。

確認資料の提出は、提出を指示された日の翌日(佐渡市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)までに証明書類を提出しなければならない。

(4) 落札者の決定

上記(3)による確認に基づき、上記(2)①によって得られた評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札調査基準価格を設定するので、その価格を下回る入札者があった場合は、調査の後、落札者を決定するものとする。

なお、低入札価格調査においては失格基準価格を設定するので、この基準を満たさなかった場合は失格とする。

また、技術資料の審査又は申請書記載項目において虚偽の申告であることが確認された者を落札予定者としていた場合は、次により取り扱う。

① 当該虚偽の申告が当該落札予定者の故意又は重大な過失によるものであるとき

当該入札は無効とし、当該落札予定者以外で評価点の最も高い者を改めて落札予定者として、落札者の審査をする。

② ①以外のとき

加算点の加点が認められず評価点が過大となる場合は、評価点を修正するものとし、これにより評価点が最も高い者が入れ替わる場合は、落札候補者を取り消したうえ、次順位者について上記(3)の確認をするものとする。

(5) 低入札調査基準価格未滿で契約を締結した場合の取り扱い

① 財務規則の規定にかかわらず、契約保証金は請負代金額の10分の3以上の金額とする。

② 財務規則の規定にかかわらず、違約金は請負代金額の10分の3の金額とする。

(6) 技術資料の履行及び確認について

技術資料の内容は契約書の一部とし、落札者は契約締結後、提出した技術資料の内容を履行する責任を有し、発注者は工事中又は工事完了後において、履行状況について確認する。

① 提出した技術資料の配置予定技術者が配置できなかった場合、やむを得ない事情により発注者が変更を認める場合を除き、工事成績評定点を3点減点する。

また、本工事の完成日以降に競争入札が行われる総合評価落札方式の評価において、加算点を1点減点する。

② 簡易な施工計画の提出を求めた場合、その計画に基づく施工が受注者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定の通常の考査項目に反映させる。

また、本工事の完成日以降に競争入札が行われる総合評価落札方式の評価において、加算点を1点減点する。

■9 予定価格及び調査基準価格等

(1) 入札書比較予定価格

この入札は予定価格の事前公表対象工事であり、予定価格を超える入札は無効となる。

¥34,650,000.- (消費税及び地方消費税を除く。)

(2) 低入札調査基準価格

低入札価格調査を行うための基準となる調査基準価格は、下記の算定式により算出する。

○ 算定式(失格基準価格+平均入札額※)÷2=調査基準価格(1万円未満切り上げ)

※最高額の入札は平均の算定対象にしない。最高額が複数ある場合はその全てを算定から除外する。

(3) 失格基準価格 失格基準価格を下回る入札は失格とする。

¥30,500,000.- (消費税及び地方消費税を除く。)

■10 工事費内訳書の添付

要 (内訳書を提出しない入札は無効とする。)

■11 有効な入札額の最低額の公表

令和8年6月17日(水) 午前9時までに入札情報サービスに掲載する。

■12 入札結果確認期間

令和8年6月17日(水) 午前9時以降 令和8年6月18日(木) 正午まで

■13 落札者決定通知書発行の期間及び入札結果に対する質疑の回答

令和8年6月18日(木) 午後1時以降 令和8年6月22日(月) 正午までに落札者決定通知する。

入札結果の公表は決定通知書発行日後に入札情報に掲載する。

質疑の回答がある場合は同様に入札情報サービスに掲載する。

■14 契約条件等

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、佐渡市財務規則第145条第5項第1号、第2号又は第7号に該当する場合は、免除する。

■15 請負代金の支払

- (1) 前金払(中間前金払) 契約額が130万円未満の場合はしない。
- (2) 部 分 払 契約額が300万円未満の場合はしない。

■16 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) この入札は予定価格の事前公表対象工事であり、予定価格を超える入札は無効となる。
また、再入札は行わない。
- (3) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物資材の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。